

第4節 貿易経済協力局	203
経済協力	203
1. 基本的考え方	203
2. 政府全体の枠組み	203
3. 経済産業省における重点的取組	203
3. 1. 重点分野	203
3. 2. 重点地域	204
3. 3. 民間事業者によるインフラ整備事業	204
3. 4. その他	204
貿易投資政策	205
1. 貿易保険	205
1. 1. 貿易保険の概要	205
1. 2. 貿易保険をめぐる最近の動き	205
2. 対日投資促進	206
2. 1. 対日直接投資倍増目標	206
2. 2. 対日直接投資の現状	206
2. 3. 対日直接投資倍増目標の達成に向けた経済産業省の取組	206
3. その他の貿易円滑化・活性化施策	207
貿易管理	207
1. 安全保障貿易管理	207
2. その他の輸出管理	211
3. 輸入管理	211
4. 為替管理	212
5. 日メキシコ経済連携協定（E P A）に基づく原産地証明書発給制度	213
6. 輸出入申請手続の電子化ー貿易管理オープンネットワークシステム（J E T R A S）の運用ー ..	214
7. 相殺関税、アンチダンピング、セーフガード	214
8. 関税割当制度	215

第4節 貿易経済協力局

経済協力

1. 基本的考え方

世界経済のグローバル化の中で、途上国経済と我が国経済が共に発展し続けていくためには、〔1〕経済開発、貿易・投資の促進等を通じた「途上国の持続的成長の確保」、〔2〕世界の成長軸である東アジア経済と我が国経済との相互連携強化を通じた「日本経済の活性化」、〔3〕地球の課題である「環境・エネルギー問題の解決」等が重要である。このため、経済産業省はアジア諸国の貿易投資環境、産業発展基盤の整備等の観点から、アジア諸国に展開する我が国企業の自主的努力を支援しつつ、日本の「顔の見える援助」の推進等にも留意しながら、重点的に協力事業を実施している。

具体的には、「途上国の持続的成長の確保」「日本経済の活性化」の観点から、ASEAN諸国を中心とするアジア諸国において、ハードインフラ整備、ソフトインフラ整備、及び産業人材育成等の分野で貿易・投資の円滑化に係る支援を実施している。その際、産業界と密接に連携して民間ニーズをくみ上げるとともに、民間活力の活用を進めることにより、協力事業を効率的に展開している。

2. 政府全体の枠組み

ODA大綱（2003年8月）を踏まえ、ODA中期政策や国別の援助計画が作成されており、これらの政策に沿った形で、ODAが実施されている。

重要案件に関しては、政府開発援助関係省庁連絡協議会、資金協力連絡会議、技術協力連絡会議等を通じて、関係省庁で議論、連絡・調整を行った。

3. 経済産業省における重点的取組

3. 1. 重点分野

経済産業省は、〔1〕東アジア等との経済連携の推進を含めた貿易・投資環境の整備や、〔2〕資源エネルギー・環境問題への対応を図るため、資金協力や技術協力等を有機的に組み合わせつつ、途上国への経済協力を実施している。

(1) 有償資金協力（円借款）

経済産業省は、3省（経済産業省、外務省、財務省）体制の一角として、円借款制度の企画立案、個別案件への供与方針決定に関与している。

(ア) 貿易・投資環境整備の推進

インドネシア、ベトナムなど東アジア地域を中心に、当該国における日本企業の事業活動の支援も念頭に置きつつ、道路、港湾、電力等の経済インフラ整備を通じて相手国の投資環境整備を実施している。2005年度には、インドネシアにおいてタンジュンプリオク港アクセス道路建設（第2期）、ベトナムにおいてニャッタン橋建設計画（第1期）などに円借款を供与した。

(イ) 資源エネルギーの安定供給確保

円借款等を活用したイラクの復興支援と日本企業のイラクにおける活動支援等の促進に取り組むという方針が、2005年12月、経済産業大臣とイラク石油大臣との間で署名された石油・天然ガス分野における二国間関係強化の基礎となる共同声明において明確化された。

(2) 技術協力

経済産業省は、2005年度においても引き続き、知的財産の保護、基準認証の制度整備・共通化、物流の効率化、環境・省エネルギー、産業人材育成の5分野を重点分野、東アジアを重点地域として、技術協力を実施した。

(ア) 知的財産権の保護

知的財産権が適切に保護される環境を形成するため、模倣品・海賊版対策の最重点国である中国については、適切な権利執行を促す協力を中心に実施し、ASEAN各国については、企業が特許情報を有効活用するためのIPDL（電子図書館）システム構築等を支援した。

(イ) 基準認証の制度整備・共通化

重点地域であるアジアに対する基準認証分野の技術協力については、ASEAN諸国との連携強化を目的とした「アセアン基準認証協力プログラム」を2003年5月に策定し、同プログラムに沿って、標準化、適合性評価及び計量の各分野における技術協力を実施している。2005年度には、ASEANにおける国際標準化活動に係る状況調査を実施した。

(ウ) 物流の効率化

2003 年 12 月の日 A S E A N 特別首脳会合における提案「メコン地域開発のための新たなコンセプト」に「東西回廊の整備」「メコン地域内におけるヒト・モノの移動の円滑化」がうたわれており、2004 年度の C L M V 産業協力支援研究会報告書（原レポート）、2005 年度の日 C L M V 経済大臣会合における議論でも、メコン地域の広域開発の観点から、物流効率化は重要な課題とされた。

(エ) 環境・省エネルギー

G A P（Green AidPlan）の政策対話での議論をベースにして、A S E A N 各国の環境・省エネ協力のニーズを踏まえた協力を実施した。

(オ) 産業人材育成

我が国企業の製造現場等を活用した協力を効果的かつ効率的に行うことにより、途上国の産業発展を中長期に亘って支える産業人材の育成を推進している。2005 年度には(財)海外技術者研修協会（A O T S）を通じた我が国産業界とのパートナーシップにより、自動車、中小企業など分野において約 12,000 人の研修生（マネジメント・クラス中心）を国内外で受け入れ、企業の製造現場を活用して技術・経営面の管理研修を実施するとともに、ビジネス日本語研修を実施した。また、製造プロセスの改善などの現場指導のため、約 400 人の専門家を途上国に派遣した。

3. 2. 重点地域

アジアを重点地域とすることを基本とするが、途上国の経済発展レベルに応じた協力の実施に留意している。

また、アフリカその他の地域にも、アジアでの成功経験（ジャパン・ODAモデル）を活用し、民間資金の呼び水となるような経済協力を実施していく。

（参考）

「ジャパン・ODAモデル」とは、受入国で適切なガバナンスが機能している中で、ハードインフラ、ソフトインフラ（制度等）、産業人材育成による経済発展基盤の整備を、主に円借款と技術協力により支援することで、途上国の自立的な経済成長を促すモデルである。

3. 3. 民間事業者によるインフラ整備事業

1990 年代以降、途上国等において活発化した民間事業者によるインフラ整備事業は、アジア危機でいったん後退

した。その後、途上国の公的債務と先進国の O D A 負担軽減の観点や、効率的で質の高い行政サービスを確保するといった観点から、近年再び注目されている。2002 年に官民関係者の参加を得て行われた「海外インフラ事業促進研究会」報告書においても、海外インフラ事業の前提となる法制度が未整備な国や民営化を進める途上国に対するキャパシティ・ビルディング支援、参入障壁の高い市場へのトップセールスや政策対話の推進により、我が国企業が活動しやすい事業環境を整備していくことの必要性が指摘された。これを踏まえ、2003 度には、我が国企業の関心の高い国及びセクターとして、フィリピンエネルギーセクター、ベトナム電力セクター及び中国電力セクターに関する官民合同研究会を設置して検討を行った。2004 年度には、フィリピン、ベトナムも引き続きフォローしつつ、経済協力の観点からも我が国との関係が深いインドネシアに重点を置いた「アジア電力タスクフォース」を設置し検討会を行った。さらに、アジア P P P（Public Private Partnership：官民パートナーシップ）研究会を設置し、都市交通、港湾、上下水道、行政サービス／I T の 4 分野において検討を行った。

さらに、2004 年 1 月には、60 以上の民間企業、関係団体からなる「アジア P P P 推進協議会」が設立された。今後これを核として、主に電力、都市交通、上下水道、I T・公共サービスといった分野で、日本の技術・ノウハウを活用し、アジアを中心とする開発途上国のインフラ整備を運営・管理も含めたトータルサービスとして提供できるよう積極的に取り組むことが期待される。

3. 4. その他

(1) タイド援助（S T E P 制度）

我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進するため、本邦技術活用（S T E P）制度を 2002 年 7 月に創設した。同制度では、日本タイドの調達条件のほか、譲許的な融資条件を設定している。2005 年度においては、インドネシアにおけるタンジュンプリオク港アクセス道路建設計画（第 2 期）をはじめ、ベトナム、スリランカ、チュニジアにおいて、S T E P 条件を活用した円借款を供与した。

(2) 産業構造審議会経済協力小委員会の開催

2005年4～7月、産業構造審議会経済協力小委員会（委員長 佐々木三菱商事(株)取締役会長）を開催し、今後の我が国経済協力の戦略的活用の在り方を検討し、同年7月には中間取りまとめを公表した。前記のようにODAの重点分野、重点地域、協力方法の改善の方向性等を提示している。

(参考) ODA改革の動向について

「政策金融改革の基本方針」（2005 年 11 月 29 日諮問会議決定）において、国際協力銀行については、「国策たる戦略的援助政策の効果の実施のためには、経済・金融機能面の検討のみならず、以下の観点からの検討が必要である」とされた。

- [1] ODAの戦略的活用、外国との競争を睨んだ対外経済戦略の効果的実施のための政策金融機能の在り方
- [2] 「顔の見えるODA」のための他の援助機関との関係整理
- [3] 戦略的な援助政策を企画立案、実行するための政府内体制の在り方

上記を踏まえ、2005 年 12 月、内閣官房長官の下に有識者による「海外経済協力に関する検討会」が設置され、2006 年 2 月に報告書が取りまとめられた。報告書では、次の 2 点が提言された。

- [1] 海外経済協力の重要事項を総理大臣及び少数の閣僚（経済産業大臣含む）で機動的かつ実質的に審議する場となる「司令塔」として、「海外経済協力会議（仮称）」を内閣に設けること
- [2] 実施機関については、国際協力銀行の国際金融等部門を新政策金融機関に、円借款部門を国際協力機構（JICA）に統合し、有償資金協力、無償資金協力、技術協力を一元的に担う体制が構築されること

貿易投資政策

1. 貿易保險

1. 1. 貿易保険の概要

(1) 貿易保険とは

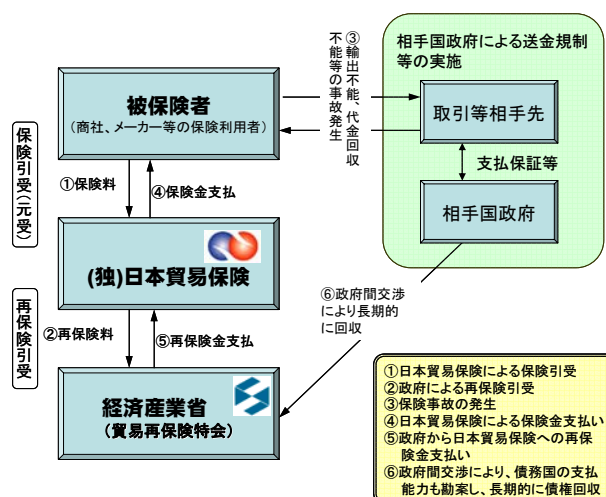
貿易保険とは、国際紛争、債務問題の発生など、民間の通常の保険では負担できない企業活動のリスクをカバーする保険である。

(ア) 独立行政法人日本貿易保険 (Nippon Export and

Investment Insurance : NEXI) による保険引受について、国が再保険を実施する。

- (イ) (独) 日本貿易保険は約 10 兆円の保険引受残高を有し、我が国企業の貿易投資等の対外経済活動を支援する。
- (ウ) 欧米をはじめ各国とも国が最終的にリスクを負担する仕組みにより各国企業の貿易投資活動を支援する。

(2) 貿易保険の実施体制



1. 2. 貿易保険をめぐる最近の動き

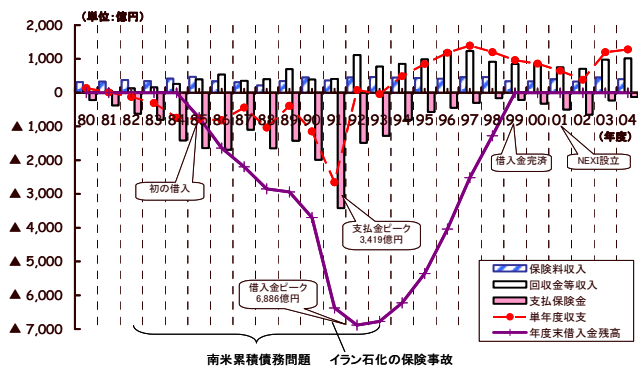
(1) 貿易保険の民間開放について

貿易保険事業については、「民にできることは民で」との基本方針の下、2005 年春より民間開放を実施し、(独)日本貿易保険から民間保険会社に対して、保険引受ノウハウの提供等を行い参入を促進している。

(2) 貿易再保険特別会計の見直しについて

2004 年秋の特別会計改革の議論において、貿易再保険特別会計については、欧米や急速に台頭しつつある中国等との厳しい競争の中で我が国企業が国際競争に伍していくため、また、一般会計への負担を最小限に抑制しながら効果的・効率的な貿易保険制度を運営していく観点から、その意義が確認された。

ただし、行政改革の重要方針（2005 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、「一層の民間参入の促進を図りつつ、民間でできるところから国は撤退すること等の制度改正につき、今後 3 年をめどに検討し、結論を得る」こととなった。



(財務省／日本銀行「対外資産負債残高統計」)

2. 対日投資促進

2. 1. 対日直接投資倍増目標

第 156 回通常国会（2003 年 1 月 20 日～7 月 28 日）で小泉総理大臣（当時）が表明した「2006 年末までの 5 年間で対日直接投資残高を倍増」という目標の実現に向け、「対日投資促進プログラム」（2003 年 3 月対日投資会議決定）に沿って、2004 年度に引き続き、関係機関と協力して対日投資の促進に取り組んだ。2005 年 3 月、対日投資会議専門部会が開催され、同プログラムのフォローアップ等が行われた。

さらに、2006 年 1 月、第 164 回通常国会総理施政方針演説において、小泉総理大臣（当時）は「外国から日本への投資を 5 年間で倍増させる計画は、着実に進展しており、更に大きな目標を掲げて、一層の投資促進を図っていく」と表明した。

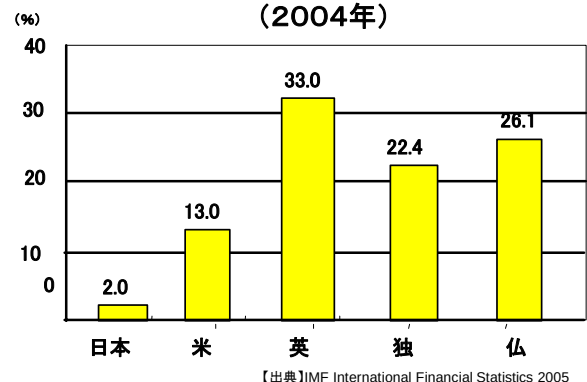
これを受け、2006 年 3 月の対日投資会議において「2010 年に対日直接投資残高を対 GDP 比で倍増となる 5 % 程度とする」という新たな目標を掲げ、更なる対日直接投資の促進に向けて官民一体となって取り組んでいくこととされた。

2. 2. 対日直接投資の現状

2005 年末の対日直接投資残高は、約 11.9 兆円であり、倍増目標（2006 年末までに 13.2 兆円）に向けて着実に増加している。

しかし、その水準は世界の主要国と比べ依然として低水準である。対内直接投資残高を対 GDP 比で比較すると、日本は欧米諸国の 15 分の 1 から 5 分の 1 程度に過ぎない。

対内直接投資残高／GDP の国際比較 (2004 年)



【出典】IMF International Financial Statistics 2005

2. 3. 対日直接投資倍増目標の達成に向けた経済産業省の取組

「対日投資促進プログラム」（2003 年 3 月対日投資会議決定）に沿って、以下の施策等に重点的に取り組んだ。

(1) 外国企業誘致体制の強化

関係各府省、JETRO、日本政策投資銀行及び地方経済産業局に設置された対日直接投資総合案内窓口（INVEST JAPAN・設置は 2003 年 5 月。ただし、地方経済産業局は 2004 年 7 月）において、外国人投資家等に対するワンストップサービスの提供を引き続き行った。

(2) 地域の外国企業誘致活動への支援

地域の特長を活かした外国企業誘致に意欲的に取り組む地域に対して、招へい活動、進出企業の立ち上げ支援活動等に対する支援を行った。

※2005 年度支援対象地域：

宮城県・仙台市、埼玉県・さいたま市、千葉県、神奈川県・横浜市、GNI、大阪府・大阪市、兵庫県・神戸市、

広島県・広島市、福岡市、北九州市、飯塚市、熊本県
(12 地域)

(参考)

2003 年度：仙台市、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県
(5 地域)

2004 年度：札幌市、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜
県、三重県 (4 地域)

(3) 広報の実施

対日直接投資歓迎の意を伝え、日本の投資環境に関する
認知度・イメージを向上させるための効果的な広報活動を実
施した。

具体的には、我が国及び我が国地方の投資先としての認
知度を向上させるため、海外の新聞・雑誌等の各種メディ
アにおいて広報を実施した。さらに、2005 年 6 月に開催
された第 3 回世界投資会議（於：フランス）において小泉
総理大臣（当時）よりビデオレターにて対日直接投資歓迎
の意を表明した。

(4) 事業環境の整備

2005 年 7 月の新会社法の成立により、「合併等対価の柔
軟化」が措置され、親会社の株式等を対価とする合併等（い
わゆる「三角組織再編」）が可能となった（施行は、新会
社法本体の施行から 1 年延期され、2007 年 5 月）。

三角組織再編に係る税制の整備等が施行に向けての課
題とされた。

3. その他の貿易円滑化・活性化施策

我が国経済の活性化を図る観点から、事業者の輸出努力
を積極的に支援する各施策を 2004 年度に引き続き行った。
また、(財)対日貿易投資交流促進協会 (M I P R O) を通
じた輸入円滑化支援策や関連企業の業務負担を軽減する
ための貿易手続きの簡素化・電子化施策も継続して行った。

なお、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨
時措置法については、日本として初めて投資促進を行う姿
勢を明示した法律としても意義深いものであったが、我が
国の貿易黒字に対する国際的な懸念の声の低下や支援策
の優位性の低下などもあり、同法に基づく支援策がその役
割を終えたものとして、2006 年 5 月をもって廃止するこ
ととなった。

貿易管理

1. 安全保障貿易管理

通常兵器、大量破壊兵器等の輸出管理に関しては、我が
国を含む先進国を中心とした国際輸出管理レジームの動
向を踏まえつつ、「外国為替及び外国貿易法」（外為法）、
「外国為替令」（外為令）、「輸出貿易管理令」（輸出令）の
規定に基づき、国際的な平和及び安全の維持という観点か
ら実施している。

2001 年 9 月 11 日に発生した米国同時多発テロ以降、
2004 年のパキスタンにおけるカーン・ネットワーク（核
の闇市場）の発覚等、懸念国への大量破壊兵器等の不拡散
及びテロリストによる大量破壊兵器等の調達及び使用の
未然防止を念頭に、実効性のある輸出管理を行うことが求
められている。

(1) 安全保障貿易管理制度の概要

(ア) リスト規制

ワッセナー・アレンジメント等の国際輸出管理レジーム
において、規制の対象とする旨合意された品目の輸出につ
いて経済産業大臣の許可を必要とするもの

(イ) キャッチ・オール規制

食料品、木材等を除く全品目の輸出について、核兵器、
生物・化学兵器、ミサイルといった大量破壊兵器等の開発
等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許
可を必要とするもの（参照図：キャッチ・オール規制の仕
組み）

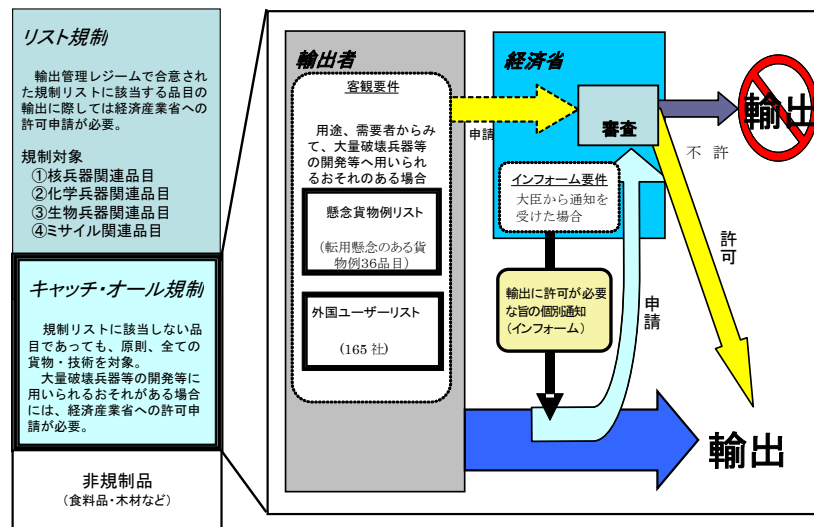
(A) 規制対象地域

- ・ 下記 26 か国（すべての国際輸出管理レジームに参加
し、キャッチ・オール規制を実施している国）を除
く全地域を規制

（規制対象外の 26 か国）：

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベ
ルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンラン
ド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、ア
イルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルグ、
オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーラ
ンド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイ
ス、英国、米国（アルファベット順）

キャッチ・オール規制の仕組み



図：キャッチ・オール規制の仕組み（2006年3月現在）

安全保障貿易に係る輸出許可申請件数（経済産業省本省分）

2002年	8,209件
2003年	8,670件
2004年	9,150件
2005年	8,974件

(B) 規制発動要件

○客観要件

- ・用途要件：その貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがあるときは、許可申請が必要
- ・需要者要件：最終需要者が大量破壊兵器等の開発等を行う旨、ないしは行った旨が契約書等に記録されているときは、許可申請が必要

- インフォーム要件：輸出者が経済産業大臣から通知を受けたときは許可申請が必要

(参考) 外国ユーザーリスト^(注)の公表

輸出する貨物の需要者又は提供する技術を利用する者が本リストに掲載されている場合には、用途、取引の態様・条件等からみて、大量破壊兵器等の開発などに用いられないことが明らかなきを除き、経済産業大臣の許可が必要となる。

(注) 外国ユーザーリスト：大量破壊兵器の開発動向に関する公開情報をベースに、経済産業省として知り得た様々な情報や過去の輸出管理の運用実績を踏まえて選定したものである。定期的に改訂を行うこととしている。

(ウ) 包括許可制度

(A) 一般包括輸出許可

- ・貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、国際レジームの参加国等への輸出を包括的に許可する制度

- ・C P（コンプライアンス・プログラム）の届出が必要

(B) 特定包括輸出許可

- ・継続的な取引関係がある需要者等に対する輸出を包括的に許可する制度

- ・C Pの届出が必要

(C) 特別返品等包括輸出許可

- ・輸入した装備品や部分品（1項該当品）の不具合品、異品等を返却するための輸出を包括的に許可する制度
- ・C Pの届出が要件

(2) 武器輸出三原則等

武器輸出三原則等により、我が国からの武器の輸出は原則として禁止されている。

2005年12月、BMD（Ballistic Missile Defense：弾道ミサイル防衛）システム用能力向上型ミサイルの日米共同開発への移行が閣議決定された。その際の内閣官房長官談話において、武器の輸出管理に関しては、武器輸出三原則等を維持しつつも、BMDシステムに関する案件については、「日米共同開発において米国への供与が必要となる武器については、武器の供与のための枠組みを今後米国と

調整し、厳格な管理の下に供与する」こととされた。

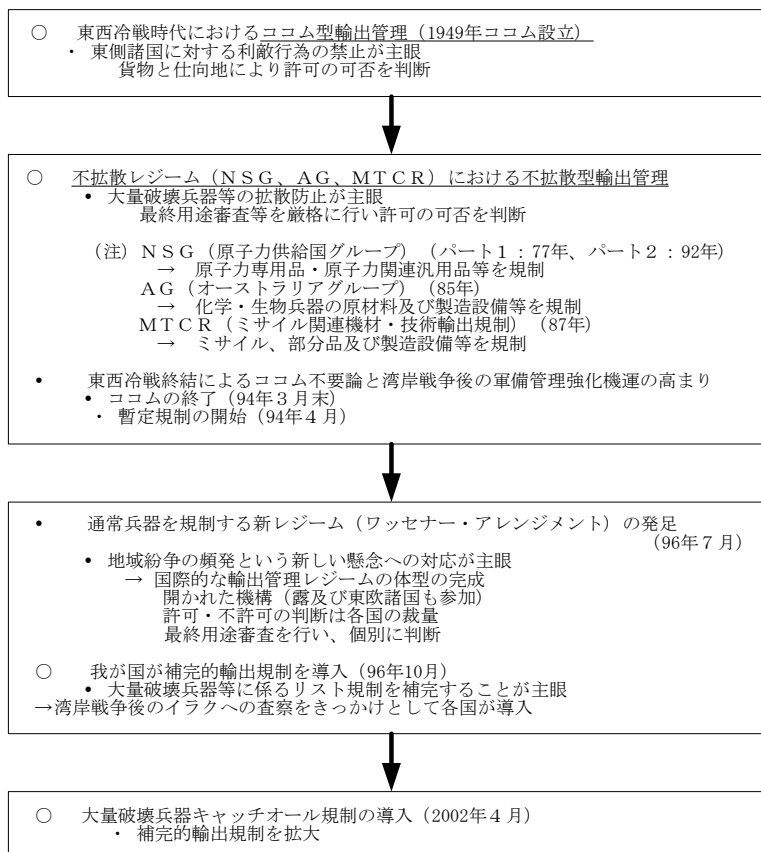
(3) 国際輸出管理レジームにおける貢献

我が国は、NSG（Nuclear Suppliers Group：核兵器関連貨物）、AG（Australia Group：生物・化学兵器関連貨物）、MTCR（Missile Technology Control Regime：

ミサイル関連貨物）、WA（the Wassenaar Arrangement：通常兵器関連貨物）のすべての国際輸出管理レジームに参加しており、これらの会合に出席し、輸出管理の連携、規制対象貨物リストの見直し、懸念調達活動に係る情報交換等を行っている（参照表：国際的な安全保障輸出管理の枠組み、図：安全保障貿易管理の変遷）。

表：国際的な安全保障輸出管理の枠組み

		通常兵器関連	大量破壊兵器等関連		
			核兵器関連	生物・化学兵器関連	ミサイル関連
条 約			NPT （核不拡散条約： Nuclear Non-proliferation Treaty） ・70年発効 ・189ヶ国締約 （2006年3月現在）	BWC （生物兵器禁止条約： Biological Weapons Convention） ・75年発効 ・154ヶ国締約 （2006年3月現在）	CWC （化学兵器禁止条約： Chemical Weapons Convention） ・97年発効 ・178ヶ国締約 （2006年3月現在）
国際輸出管理レジーム	開発等に用いられる蓋然性の高いもの	ワッセナー・アレンジメント （The Wassenaar Arrangement） ・95年12月設立合意 ・96年7月発足 ・参加国は40ヶ国 （2006年3月現在）	NSG（原子力供給国国会） Nuclear Suppliers Group ・参加国は45ヶ国 （2006年3月現在）	AG（オーストラリア・グループ） Australia Group ・参加国は39ヶ国 （2006年3月現在）	MTCR （ミサイル関連機材・ 技術輸出規制： Missile Technology Control Regime） ・参加国34ヶ国 （2006年3月現在）
	その他		キャッチオール規制		



図：安全保障貿易管理の変遷

(4) 輸出管理アウトリーチについて

(ア) アジア輸出管理政策対話

大量破壊兵器関連貨物・技術の拡散を食い止めることは、アジアの安定的発展を図る上でますます重要な課題となっている。我が国は従来から懸念国への輸出に対し厳重な管理を行ってきたが、最近では第三国を経由した迂回輸出等手口が巧妙化している。こうした状況では輸出国のみの輸出管理では限界があることから、輸出管理分野でのアジア各国との連携関係を構築していく必要がある。係る観点から、迂回輸出防止のための具体的施策を議論し、懸念国向け輸出を連携して阻止する仕組みを検討するため、関係国・地域政府の輸出管理部局の局長クラスによる第2回輸出管理政策対話を東京にて開催(2004年10月18日)し、輸出管理の強化のための基本原則が議長声明として取りまとめられた。その後、引き続き2006年2月8、9日に第3回アジア輸出管理政策対話が行われた。

<第3回アジア輸出管理政策対話の概要>

(A) 日程：2006年2月8、9日

(B) 議長国：オーストラリア

(C) 参加国・地域：オーストラリア、香港、韓国、シンガポール、タイ、米国、日本

(D) 議題

(a) 前回政策対話のレビュー

(b) 近年の拡散懸念

(c) 各国の輸出管理の取組

(d) 国際輸出管理レジームにおける取組

(e) 地域的取組(A R F、A P E C)

(f) アジア各国・地域へのアウトリーチ活動の現状

(イ) アジア輸出管理セミナー

アジア各国・地域の輸出管理政策担当者(局長又は課長レベル)を招へいし、日本を含む各国・地域の輸出管理に係る経験やノウハウを共有し、輸出管理制度の整備に向けた方策や課題について理解を深めることで、アジア各国・地域における輸出管理の強化を支援することを目的として、第13回アジア輸出管理セミナーを開催した。本セミナーは1993年度より毎年1回、東京で開催している。

<最近の実績>

・第10回 2003年2月25日～27日(東京)

・第11回 2003年10月28日～30日(東京)

・第12回 2004年10月19日～21日(東京)

・第13回 2006年2月21日～23日(東京)

<第13回アジア輸出管理セミナーの概要>

(A) 実施機関：(財)安全保障貿易情報センター(C I S T E C)

(B) 参加国・地域：

ブルネイ、カンボジア、中国、インドネシア、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、パキスタン、フィリピン、台湾、タイ、ベトナム、U A E、オーストラリア、ドイツ、香港、韓国、シンガポール、英国、米国、日本

(C) 議題

(a) 最近の大量破壊兵器の拡散と輸出管理をめぐる動向

(b) アジアにおける輸出管理政策の進展

(c) 輸出管理制度の強化に係る課題

(d) 効果的な輸出管理制度に向けて

(e) 産業界への普及啓発

(f) 国際連携

(ウ) アジア輸出管理研修

アジア諸国・地域の輸出管理政策・実務担当者を日本に招へいし、輸出管理の効果的運用のために必要な知識、ノウハウの移転を目的として、第7回アジア輸出管理研修を実施した。1999年度より毎年1回、東京で開催している。

<最近の実績>

・第5回 2003年11月12日～12月12日

・第6回 2004年11月16日～12月11日

・第7回 2005年11月6日～11月19日

<第7回アジア輸出管理研修の概要>

(A) 実施機関：(財)安全保障貿易情報センター(C I S T E C)、独立行政法人国際協力機構(J I C A)

(B) 招へい国・地域：カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、パキスタン

(C) 議題

(a) 世界の不拡散体制

(b) 日本の輸出管理法制度

(c) 国際的輸出管理レジーム

(d) C I T (規制品目識別トレーニング)

(e) 企業の自主輸出管

(エ) 輸出管理現地セミナー

2003 年 12 月の日・ASEAN 特別首脳会議で採択された「日・ASEAN 行動計画」において、効果的な輸出管理の実施の強化等に合意した。これを踏まえ、アセアン 8 か国において、セミナーを開催し、各国の輸出管理制度に関して広範に情報交換するとともに、我が国の政策的な協力分野について意見交換を行った。

- (A) インドネシア (2004 年 7 月 13-14 日)
- (B) フィリピン (2004 年 7 月 16 日)
- (C) タイ (2004 年 8 月 5 日)
- (D) ベトナム (2004 年 5 月 12 日)
- (E) カンボジア (2005 年 1 月 12 日)
- (F) シンガポール (2005 年 1 月 25-27 日)
- (G) ラオス (2005 年 2 月 7 日)
- (H) ブルネイ (2005 年 3 月 28 日)

*2005 年はパキスタンに対して実施 (2005 年 5 月 9 日)

(オ) 産業界向けアウトリーチ・セミナー

アジア諸国との輸出管理をめぐる連携の一環として、アジア各国・地域の現地企業及び日系企業に対して、輸出管理の運用実施に係る情報提供、企業への自主輸出管理に係る情報提供を行うことにより、アジア各国・地域の輸出管理の実効性の向上を図ることを目的として実施している。2005 年度は、シンガポール及び台湾で実施。

<2005 年度産業界向けアウトリーチ概要>

- (A) シンガポール
 - (a) 日程:2005 年 5 月 31 日 (シンガポール)
 - (b) 実施機関: (財)安全保障貿易情報センター (C I S T E C)
 - (c) 参加者: シンガポールの企業 (在シンガポール日系企業含む) 104 社 200 人強
 - (d) 議題
 - ・輸出管理における最近の動向
 - ・政府と産業界の協力関係
 - ・民間企業における社内輸出管理
- (B) 台湾
 - (a) 日程:2006 年 3 月 21 日 (台北)
 - (b) 実施機関: (財)安全保障貿易情報センター (C I S T E C)
 - (c) 参加者: 台湾、日本併せて 281 人の参加
 - (d) 議題

- ・輸出管理における最近の動向
- ・政府と産業界の協力関係
- ・民間企業における社内輸出管理

(5) 安全保障貿易管理の普及・啓発の促進

輸出関連企業等における輸出管理社内規程 (C P : コンプライアンス・プログラム) の整備を通じた自主管理の支援 (2006 年 3 月末現在、約 1,100 社が C P を届出) を引き続き実施するとともに、安全保障貿易相談窓口の設置、安全保障貿易管理説明会の開催 (2005 年度は開催場所: 51 か所、参加人数: 延べ約 2,800 名)、各税関や経済産業局、商工会議所等でのパンフレットの配布等を通じ、我が国における安全保障貿易管理に対する普及・啓発に努めている。

2. その他の輸出管理

次の要件に該当する貨物は、輸出に際して、国際収支の均衡の維持、外国貿易及び国民経済の健全な発展、我が国が締結した条約その他の国際約束の履行、国際平和のための国際的な努力への我が国の寄与並びに我が国の平和及び安全の維持のため、経済産業大臣の承認を必要とする規制である。

- ・国内の需給逼迫の回避等を図るもの (核燃料物質、魚粉、配合飼料等)
- ・輸出急増等防止のために必要なもの (漁船)
- ・輸出禁制物資 (国宝、麻薬、知的財産侵害品等)
- ・国際協定等に基づき資源保護等を図るもの (ワシントン条約に基づく野生動植物、バーゼル条約に基づく特定有害廃棄物等)

3. 輸入管理

「外国為替及び外国貿易法」(外為法) 第 52 条及び「輸入貿易管理令」(以下、「輸入令」と略す。)の規定に基づき、外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第 10 条第 1 項の閣議決定を実施するため、次の輸入管理を実施している。

(1) 輸入割当て・承認（「輸入令」第9条、第4条第1項第1号）

特定の貨物の輸入について、輸入者に対し輸入することのできる数量又は価額を経済産業大臣が割り当てる制度で、輸入者が輸入割当て対象品目を輸入する際には、まず割当てを受け、その枠内でさらに輸入の承認を受ける必要がある。

＜対象品目＞

水産物、大麻、麻薬、あへん、ウラン鉱、原子炉部品、武器、ワシントン条約附属書Ⅰの動植物、モンテリオール議定書に定める特定フロン 等

(2) 2号承認（「輸入令」第4条第1項第2号）

特定の地域を原産地又は船積地域とする特定の貨物を輸入する際に、経済産業大臣の承認を受ける必要がある。

＜対象品目＞

中国、北朝鮮及び台湾を原産地又は船積地域とするさけ、及びます並びにこれらの調製品、イラクにおいて不法に取得された文化財（国連安保理決議に基づく輸入規制）、非加盟国を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱ・Ⅲの動植物 等

(3) 事前確認（「輸入令」第4条第2項）

特定の貨物を輸入する際に、事前に当該貨物所管大臣の確認が必要である。

＜対象品目＞

微生物性ワクチン及び免疫血清（治験用であることについて厚生労働大臣（人用）又は農林水産大臣（動物用）の確認）、一定の化学品（試験研究用であることについて経済産業大臣の確認）、特定の国を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱ・Ⅲの動植物のうち特定の種の貨物及び生きている動物（経済産業大臣の確認） 等

(4) 通関時確認（「輸入令」第4条第2項）

特定の貨物を輸入する際に、通関時に一定の書類を税関に提出する必要がある。

＜対象品目＞

ワシントン条約附属書Ⅱ・Ⅲの動植物のうち2号承認

及び事前確認を受けるべき貨物を除くもの、けしの実及び大麻の実（発芽不能の処理をしたものであることを証する地方厚生局麻薬取締部等発行の書類が必要）等

4. 為替管理

(1) 支払（許可）

「外国為替及び外国貿易法」（以下、「外為法」と略す。）第16条第1項に基づく「外国為替令」（以下、「外為令」と略す。）第6条第1項の規定により、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認める場合、我が国の平和及び安全の維持のため「外為法」第10条第1項に基づく閣議決定が行われた場合には、経済産業大臣の許可が必要である。

＜国連制裁等その他の支払規制＞

居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払で次のもの

- ・タリバーン関係者等に対する支払
- ・テロリスト等に対する支払
- ・チャールズ・テイラーリベリア元大統領ほかリベリア前政権の高官等に対する支払
- ・コンゴ民主共和国に対する武器輸出措置等に違反した者等に対する支払
- ・コートジボワールにおける和平等に対する脅威を構成する者等に対する支払
- ・スーダンにおけるダルフル和平阻害関与者等に対する支払
- ・北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者に対する支払

(2) 特定資本取引（許可）

「外為法」第24条第1項及び「外為令」第15条第1項の規定により、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認める場合、我が国の平和及び安全の維持のため「外為法」第10条第1項に基づく閣議決定が行われた場合には、経済産業大臣の許可が必要である。

<国連制裁等その他の特定資本取引規制>

居住者による特定資本取引であって次に掲げる者との間で行うもの

- ・イラクとの特定資本取引（貸付けを除く）
- ・タリバーン関係者等に対する特定資本取引（借入を除く）
- ・テロリスト等に対する特定資本取引（借入を除く）
- ・チャールズ・テイラーリベリア元大統領ほかリベリア前政権の高官等に対する特定資本取引（借入を除く）
- ・コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等に対する特定資本取引（借入を除く）
- ・コートジボワールにおける和平等に対する脅威を構成する者等に対する特定資本取引（借入を除く）
- ・スーダンにおけるダルフル和平阻害関与者等として外務大臣が定める者に対する特定資本取引（借入を除く）
- ・北朝鮮もミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者に対する特定資本取引（借入を除く）

(3) 役務取引（許可）

(ア) 「外為法」第 25 条第 1 項に基づく「外為令」第 17 条の規定により、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術を特定の地域において提供することを目的とする取引等が許可制とされている。

(イ) 「外為法」第 25 条第 3 項に基づく「外為令」第 18 条第 1 項の規定により、次のものが許可制とされている。

<対象取引>

- ・鉱産物の加工若しくは貯蔵、放射線を照射した核燃料物質の分離若しくは再生又は放射性廃棄物の処理に係る役務取引

(ウ) 「外為法」第 25 条第 4 項に基づく「外為令」第 18 条第 3 項の規定により、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難と認める場合、我が国の平和及び安全の維持のため「外為法」第 10 条第 1 項に基づく閣議決定が行われた場合には、経済産業大臣の許可が必要である。

<対象取引>

- ・宇宙開発に関する日米の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術の提供

(4) 仲介貿易取引

(ア) 「外為法」第 25 条第 1 項第 2 号に基づく「外為令」第 17 条第 2 項の規定により、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引は、経済産業大臣の許可が必要である。

(イ) 「外為法」第 25 条第 4 項に基づく「外為令」第 18 条第 3 項の規定により、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を重んじ、この法律の目的を達成することが困難と認める場合、我が国の平和及び安全の維持のため「外為法」第 10 条に基づく閣議決定が行われた場合には、次の取引に際して、経済産業大臣の許可が必要である。

<対象取引>

- ・北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の仲介貿易取引（外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引）

5. 日メキシコ経済連携協定（E P A）に基づく原産地証明書発給制度

2004 年 9 月 17 日に署名された「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」（以下、「日墨 E P A」と略す。）は、我が国とメキシコとの貿易や投資の自由化等を図ることを目的とするものである。これにより、両国間で取引される物品について、〔1〕WTO 協定に基づく最恵国税率よりも低い特惠税率が適用される原産品を認定するための要件（原産地規則）、〔2〕原産地証明書の発給・確認等の手続が定められた。

そこで、日墨 E P A に基づく原産地証明書の発給等に関する国内担保法として、「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」（以下「日墨原産地証明法」と略す。）が第 161 回臨時国会に提出され、2004 年 11 月 26 日に成立した。

「日墨原産地証明法」では、日墨EPAに基づく原産地証明書の発給等を同法に基づき指定する機関（指定発給機関）が行うこととしており、東京、大阪など全国20か所の商工会議所が指定を受け、日墨EPAの発効日である2005年4月1日から原産地証明書の発給を開始した。2005年度の発給件数は全国20か所の商工会議所で計4,874件であった。

6. 輸出入申請手続の電子化－貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）の運用－

政府における総合物流施策大綱、規制緩和推進3か年計画等の閣議決定に基づき、「外為法」に基づく輸出入許可・承認の手続のペーパーレス化及びワンストップサービスの実現を目指し、2000年4月から貿易管理オープンネットワークシステム（以下、「JETRAS」と略す。）の運用を開始した。また、2002年11月に税関のシステムである通関情報処理システム（NACCS）とJETRASの接続連携を実施した。

(1) JETRASのメリット

JETRASにより、オフィスからインターネット等を介して輸出入許可・承認申請ができるため、申請者が経済産業省・経済産業局等の窓口に出向く必要がなくなり、輸出入手続のペーパーレス化、許可・承認証の取得までに要する時間の短縮を図ることができる。

また、NACCSとの接続により、電子許可・承認証や電子裏書き情報がNACCSへ自動送信され、税関端末からの参照・確認が可能となるため、税関申告時に許可・承認証を持参する必要がなくなる。

(2) JETRASの利用状況

2005年の輸出入許可承認に係る電子申請件数は4,464件であった。

(3) 業務・システムの最適化

電子政府構築計画に基づき、2005年3月に策定した業務・システムの最適化計画に沿って、新システムの開発を行うための仕様書を作成した。

7. 相殺関税、アンチダンピング、セーフガード

(1) 相殺関税（「関税定率法」第7条）

補助金交付を受けた貨物の輸入が、我が国産業に実質的に損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該の我が国産業を保護するため、必要があると認められる場合に、当該補助金の額と同額以下の関税を賦課する。

＜最近の状況＞

・ダイナミック・ランダム・アクセス・メモリー（DRAM）（韓国）

（2004年）

6月16日 エルピーダメモリ（株）、マイクロンジャパン（株）から申請

8月4日 調査開始

（2005年）

8月2日 調査期限を6か月延長

11月14日・12月1日 韓国政府との二国間協議

（2006年）

1月27日 相殺関税（27.2％）の賦課決定（発動政令施行）

(2) アンチダンピング（「関税定率法」第8条）

不当廉売された貨物の輸入が我が国産業に実質的に損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該の我が国産業を保護するため、必要があると認められる場合に、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額と同額以下の関税を賦課する。

＜最近の状況＞

韓国及び台湾産ポリエステル短繊維の一部に対するアンチダンピング調査を行い、2002年7月26日からアンチダンピング税を賦課することを決定した。

（ア）申請者：帝人（株）、東レ（株）、（株）クラレ、東洋紡績（株）、ユニチカファイバー（株）

（イ）経緯

・2001年 2月28日 申請

4月23日 調査開始

・2002年 7月19日 調査終了

7月26日 アンチダンピング税賦課

(ウ) アンチダンピング税

- ・韓国 5社 0～6.0%
- ・その他 13.5 %
- ・台湾 全社 10.3 %

(3) セーフガード（「関税定率法」第9条、「関税暫定措置法」第7条の7、「外国為替及び外国貿易法」第52条）

特定品目の貨物の輸入が増加し、当該貨物の輸入が国内産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあること等が認められる場合において、国民経済上緊急の必要性が認められる場合に、関税の賦課又は輸入数量制限を行う。

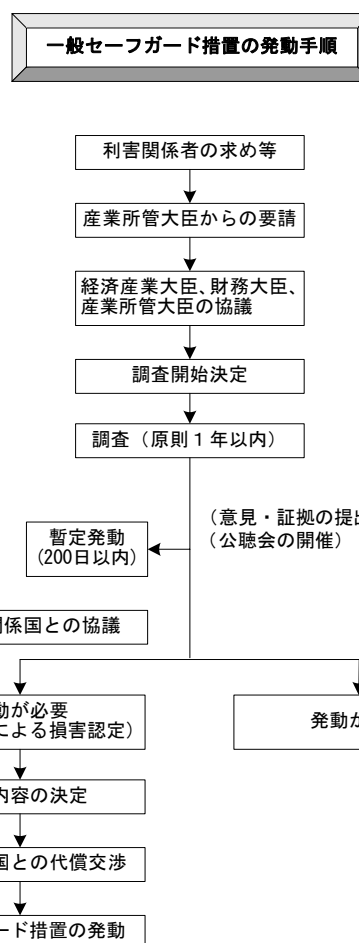
<最近の状況>

(ア) ねぎ、生しいたけ、畳表（一般セーフガード）

- ・2000年 11月24日 農林水産大臣から調査開始要請
- 12月22日 調査開始
- ・2001年 4月23日 暫定措置発動
- 11月8日 暫定措置終了
- 12月21日 調査期間終了
- (確定措置を発動せず)

(イ) タオル（繊維セーフガード）

- ・2001年 2月26日 日本タオル工業組合連合会が経済産業大臣に対して調査開始要請
- 4月16日 調査開始
- 10月15日 調査期間延長
- ・2002年 4月15日 調査期間再延長
- 10月15日 調査期間再延長
- ・2003年 4月15日 調査期間再延長
- ・2003年 10月15日 調査期間再延長
- ・2004年 4月15日 調査終了（確定措置を発動せず）



図：一般セーフガード措置の発動手順

8. 関税割当制度

(1) 輸入数量制限の撤廃及び関税割当制度の導入の経緯

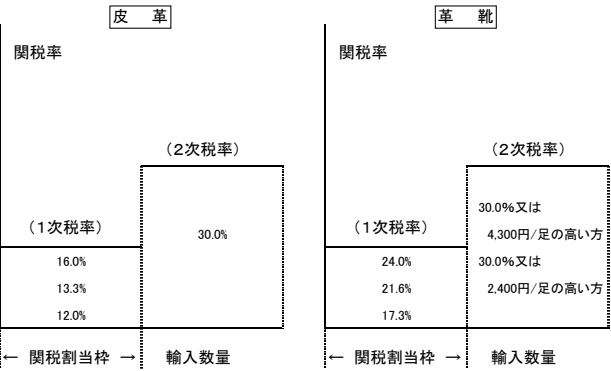
我が国は、米国及びEU（当時EC）とのGATT（関税と貿易に関する一般協定）28条交渉の合意に基づき、1986年4月、皮革・革靴等の輸入数量制限（IQ）を撤廃し、関税割当制度（TQ）を導入した。

(2) 関税割当制度の概要

本制度は「関税定率法」第9条の2及び「関税暫定措置法」第8条の6第2項に基づき、特定の物品について2段階の関税率を定め、一定数量（関税割当数量）の範囲内での輸入に対し、低い関税率（1次税率）を適用するものであるが、輸入割当制度と異なり、2次税率での輸入量を制限するものではない。なお、当該関税割当数量については、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣の共同閣議請議案件である「関税割当制度に関する政令」において定められている。

<対象品目>

(経済産業省関連)：皮革3品目、革靴



図：関税割当制度の概念図